

## 北相木村単独補助金関係等一覧表 （平成30年4月1日現在）

### （総務企画課分）

補 助 金 名	内 容
1. 勤労者通勤費補助	村外への職場への通勤費補助 年間を通じ自家用車もしくはバス通勤 ……40,000円 半年以上自家用車もしくはバス通勤 ……30,000円 半年以上会社もしくは送迎バス等通勤 ……15,000円 新幹線通勤 ……360,000円（限度額）
2. 村営バス運賃助成	70歳以上・高校生以下・心身障害者3級以上・療育手帳所持での通勤者……利用運賃全額 にしまる荘・診療所・ゲートボール場利用者…施設までの往復利用運賃全額 その他の村民…一律100円負担
3. 体験学習補助金	小学6年生が長崎県五島列島への体験学習に係る費用、負担金1万円以外の全額
4. 定住対策推進事業補助金	満60歳以下で永住目的で北相木村に住所をおき、生活する意思のある者、及び北相木村に住所を有する者が、 ①居住の用に供する土地、家屋の取得費、解体撤去、造成費 ②住宅の新築・増築・改築をするときに要する経費 事業費300万円以上で150万円を限度に10%以内補助（※1世帯1回のみとする）
5. 北相木村新エネルギー設備設置費補助金	① 住宅太陽光発電設備設置1キロワット当たり275千円 限度額110万円 （住宅の内部で用いる電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器、及び電気を供給するために必要な機器により構成された装置で設置に要する費用） ■10KW以上の事業用発電については「設備設置ガイドライン」による届出が必要(補助金はありません) ② 太陽熱等高効率利用設備設置費 1/3 以内限度額 100万円 （太陽熱・地熱等の自然エネルギー利用し、住宅の空調、給湯を行うため設置する機器で設置に要する費用） 但し、①か②についてはいずれかの補助に限る。 ③ペレット・薪・カラマツストーブ 1/3 以内限度額20万円 （農林業の生産の過程で産出された端材等を燃料として使用するストーブで、その設置に要する費用）
6. 地区行政協力費補助金	各地区に行政協力費として1地区10万円を補助する。
7. 佐久平駐車場無料券交付	村内に居住している住民・法人及び村内事業所に勤務している個人
8. 北相木村集落活性化交付金	集落の活性化を推進するため、集落が行う自主的な集落作り事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。(対象事業に対して1集落50万円以内)

	<p><b>対象経費</b> イベント等で新たに行う事業・集落内の環境整備、環境美化・交流会事業・伝統芸能等継承に関する事業・講演会、研修会等・その他村長が認めるもの</p> <p><b>対象外経費</b> 食料費(地域食材を活用するための経費は認める。)・集落等の運営費・人件費のうち集落内の者に支払うもの・信仰宗教等に関わる施設物品の補修等</p>
9. 自治会活動保険全戸加入	各区の主催する行事・活動に対する保険
10. 空き家有効活用家賃補助金	入居時 50 歳以下の入居者に月額 10,000 円を補助 (3 月、9 月に支給。10 年間を限度とする)
11. 北相木村育英資金貸付.	保護者が 3 年前から北相木村に住所がある者 高校生 月額 15,000 円 専門学校・大学生 月額 50,000 円 卒業から約 7 年の月賦償還
12. 北相木村 若者未来創造応援補助成金	卒業後 7 年以内に継続して村内に住所をおき現に居住する育英基金借入完済者、 在村期間に応じて貸付金に 2/3 を乗じて得た額に相当する額

## (住民福祉課分)

補助金名	内 容
1.妊婦検診補助	妊婦届の受理がなされた妊婦に対して妊婦検診費用を 126,470 円支給
2.母子栄養食品支給	妊娠届確認後申請後から出産予定日の 4 ヶ月後まで 週 1 本月 4 回牛乳(1 ㍓入)を支給する
3.村単児童手当支給	北相木保育園に通園し、保育料を完納した扶養義務者に保育料の 1/2 を支給(広域保育においては対象外)
4.福祉医療費の支給	乳幼児(高校卒業まで)・3 級以上の障害者等・母子家庭等 父子家庭・世帯主の入院等医療費に対して補助 制度によって支給要件が違うので担当者に確認必要 起算して 1 年間(はさかのぼって申請有効)
5.家庭長期療養者介護人報償金	3 ヶ月以上住民登録された療養者 (要介護 3 以上) を常時介護する者 月額 2 万円
6.鍼灸施術所 施術料補助	村鍼灸施術所出施術の場合、佐久東洋医学研究所基本金額の 1/2(100 円未満切捨て)補助
7.合併浄化槽設置補助金	(村内専用住宅)5 人槽 66.9 万円 6・7 人槽 83 万円 8 人～10 人槽 94 万円 11 人槽以上 122.6 万円 (住所を有しない者、別荘等)5 人槽 33.2 万円 6・7 人槽 41.4 万円 8～10 人槽 54.8 万円 ★再設置においても上記と同等の補助あり(一定の条件を満たす場合) 増改築において支障のある場合・検査等において再設置の必要性が示された場合等

8.合併浄化槽管理補助金	一律 年 1万円	但し年間4回以上の点検が完了している者
9.東北信市町村交通災害共済補助	70歳以上高齢者、身体障害者3級以上・生活保護世帯・園児・児童・生徒(高校生まで)	掛金全額400円
10.高齢者住宅改修事業	65歳以上の高齢者(支給要件有)	補助限度額 90万円(介護保険20万円含む)
11.高齢者緊急通報装置設置事業	65歳以上の単身・高齢者世帯	利用料・設置、撤去費用の1/2補助
12.不妊治療助成事業	1年以上村内に居住している夫婦に、総額150万円を限度に助成	
13.人間ドック補助金	一律15,000円	要領収書添付
14.インフルエンザ補助金	13歳未満……2回の接種につき1,000円を控除した額 13歳から65才未満……一律1,000円を控除した額	65才以上……全額補助
15.生ゴミ電気分解式処理機補助金	購入金額の1/2か5万円の低いほうの額	要領収書添付
16.生活支援ハウス	おおむね60歳以上の一人・夫婦世帯	要介護1・2以下の者 月3,000円～25,000円まで所得に応じて6段階の費用負担 別途 光熱水費月4,000円 暖房費(11～3月)月4,000円 がかかる
17.各種検診	<p>① 大腸がん検診</p> <p>② 子宮がん検診</p> <p>③ 胃バリウム検診</p> <p>④ 乳がん検診</p> <p>⑤ 胸部レントゲン検診</p> <p>⑥ 集団ヘルススクリーニング</p> <p>⑦ 胸部らせんCT検診</p> <p>⑧ 胃内視鏡検診</p> <p>⑨ 前立腺がん</p>	<p>40歳以上 約2,000円弱かかるうちの全額</p> <p>20歳以上 約5,000円かかるうち500円の自己負担を除いた全額</p> <p>50歳以上 約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額</p> <p>20～歳 超音波 約4,000円強かかるうち500円の自己負担を除いた全額</p> <p>40歳以上 マンモグラフィ 約6,300円かかるうち1,000円の自己負担</p> <p>18歳以上 約1,500円弱かかるうちの全額</p> <p>(健診項目により差があり) 約3,000円強～11,000円強かかるうちの500円の自己負担を除いた全額</p> <p>40歳以上 約6,000円弱かかるうちの500円の自己負担を除いた全額</p> <p>50歳以上 約12,600円弱かかるうちの5,000円の自己負担を除いた全額</p> <p>50歳以上 約1,700円強かかるうちの500円の自己負担を除いた全額</p>
18.各種料理教室	調理指導・それぞれの材料費の一部負担 ・ レシピは希望者に無料配布 ふれあい料理教室は年間通して月1回開催(一人暮らし老人が対象)	
19.福祉用具貸与	車イス、起き上がりベッド、リフトアップシート付福祉車両等の一時貸与	
20.配食サービス	(65歳以上老人、障害者、村長認可者等)	
① 配食サービス事業	火・金の週2回 夕食450円のうち200円を補助 申請に当たっては民生委員の意見必要	
② 食生活支援事業	昼食 配食回数のうち週2回までが補助対象 1食100円(おかずのみは50円)補助	

21.成年後見制度利用支援事業	判断能力が充分でない高齢者・知的及び精神障害者が自立した生活を営むことを支援する
22.にしまる荘トゴール湯利用	誰でも可（但し幼児のみ、泥酔者等の利用不可） 無料 金曜日休館
23.後継者に配偶者を紹介した場合の褒賞金	結婚1組につき20万円 住民基本台帳等で婚姻関係を確認後支給 (結婚後現に北相木村に居住する夫婦の紹介)
24.第5子以降賞賜金	第5子以降の子を出産した世帯に1子につき10万円を交付
25.家庭介護用品購入費助成事業	年支給額…要介護1,2 2万円、要介護3～5 3万円 紙オムツ・尿とり・手袋・おしりふき
26.福祉タクシー助成事業	要介護認定を受けていて常時車イス使用、家族送迎困難者 年額36,000円
27.障害者移動支援事業	年間240時間以内 1時間当たり500～3000円の基準額から1割等自己負担額を差し引いた額
28.高齢者等肺炎球菌予防接種費用補助金	現に居住する65歳以上の高齢者 限度額一人3,000円 同一人に対して5年に1回が限度
29.風疹ワクチン検査・接種費用補助金	現に居住する20歳から50歳までの者 限度額一人3,000円
30.介護職員等養成研修補助金	研修を受講し資格を取得した現に居住する者 受講料の1/2以内 限度額5万円
31.脳ドック補助金	現に居住する40歳以上の者一律25,000円 要領収書添付 同一人において5年に1回が限度
32 助産師相談外来費用補助金	現に居住する者もしくは母子手帳交付後から産後1年までの妊産婦 1回2,000円を上限とする(但し乳房マッサージを伴う相談は4,500円が上限)
産後ショートステイ費用補助金	利用額の半額補助(上限12,500円/日7泊まで)
33 支援ハウス短期受け入れ事業	概ね60歳以上の村民で食事以外は自分でできる方。 1週間以内
<b>(社会福祉協議会分)</b>	
1. 各種福祉団体等補助金交付	母子会・遺族会・身体障害者等 各団体活動補助
2.結婚祝い金	結婚した者に10万円 住民基本台帳で確認 但し3年以内に転出は全額返金とする
3.出産祝い金	出産した者に10万円 住民基本台帳で確認 定住後1年経過時に支給
4.敬老祝金・特別敬老祝金	77・88・99歳に到達する者 各1万円 100歳に到達した者 10万円
5.歳末慰問金	母子・父子 10,000円以内 介護保険(介護度5)3,000円以内 会長が認めた者 10,000円以内
6.災害見舞金	居宅の全壊・全焼・流失 10万円 半壊・半焼・床上浸水 5万円 死亡1人につき10万円

**(経済建設課分)**

補助金名	内 容
------	-----

1. 農林業振興対策事業	(農林業振興対策事業補助金交付要綱)
① 圃場整備事業(客土等)	小規模基盤整備事業費 <b>100万円</b> 以内で1/3補助 小規模な水路の新設、改良1/3以内補助
② 農業近代化資金利子補給事業	農業近代化資金を借りた場合の利子年2%以内
③ 農業経営基盤強化資金利子補給事業	認定農業者への利子補給 村長が認める補給額以内
④ ソ菜・花卉安定基金造成補助金	基金造成のための経費
⑤ 新品目等開発事業補助金	野菜・花卉の新品目導入に対して補助
⑥ パイプハウス設置事業	事業費100万円以内で1/3補助
⑦ 農機具倉庫設置事業補助金	事業費 <b>100万円以内</b> で1/3補助
⑧ 堆肥利用促進事業	地力の増進を図るため畜産農家の堆肥及び小海コンポスの堆肥を利用の場合 t 当たり500円の補助
⑨ 廃プラスチック適性処理事業	農協で回収しているものについて運搬費に補助
⑩ 防護柵設置事業	1件100万円で材料費のみ補助 1/3補助
⑪ 家畜排泄物処理対策事業補助金	事業費 <b>100万円</b> 以内で1/3補助
⑫ 有害鳥獣対策協議会補助	受益農家3戸以上、材料代 1/4 以内
⑬ 新規就農支援事業	長野県里親農業者に登録された農業者が行う新規就農希望者の就農支援活動に対して 30,000 円/月を補助
⑭ 流域公益保全林整備事業	11～60年生の間伐に対する1/10補助(ただし国県補助事業の対象に限る)
⑮ 森林造成事業補助金	植栽・地拵え等森林づくり事業補助金、基本額の 20%補助
⑯ 個体数調整事業補助金	有害獣駆除ニホンジカ・ <b>イノシシ</b> 1頭につき 10,000 円補助(平成 25～27 年度 13,000 円)
2. 公営住宅	
① 入居者地域定着補助金	住民登録し3年以上(毎年4月1日基準日)村営住宅に入居した者の内、「その他住宅」入居者は住宅建築経過年数により 5,000円～22,000円を補助。「第1種住宅」入居者は25,000円を超えた家賃分を、「第2種住宅」入居者は17,000円を超えた家賃分をそれぞれ補助
② 住宅リフォーム助成金	個人住宅のリフォームに関し 10 万円以上の工事に対して 25%助成、25 万円限度
3. 木造住宅耐震事業	既存木造住宅の耐震診断(精密診断)を全額補助
4. 木造住宅耐震補強事業補助金	事業費 120 万円以内で、既存の木造住宅の耐震補強工事に要する補助対象経費の 1/2 補助 (ただし上記「3.木造住宅耐震事業」を行った住宅)
5. 商工業振興事業	
① 中小企業振興資金利子補給 (商工業振興事業補助金交付要綱)	175,000 円上限 借入残高 300千円以下……補助金なし 5,000千円まで……年2%補助 5,001千円～10,000千円まで…年1.5%補助

## (教育委員会分)

1. 北相木村学校給食補助金	北相木小学校の児童の保護者に給食費の支払額の 1/2 を補助する。
2. 分館活動補助	各分館に活動補助金を支給 総額99万円
3. 地区公民館維持費補助	浄化槽等維持管理費の補助 総額78万円
4. 各種団体育成補助	認定を受けた社会体育・教育団体に活動補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は 10 人以上、文化関係は 5 人以上の団体とする) ~9 人 25, 000円 10 人~29 人 40, 000円 30 人以上 50, 000円
5. 青少年団体育成補助	認定を受けた青少年団体に活動費補助金支給 クラブ員数(概ね体育関係は 10 人以上、文化関係は 5 人以上の団体とする) ~9 人 25, 000円 10 人~29 人 40, 000円 30 人以上 50, 000円
6. 小学生修学旅行補助	1 人 2万円
7. 山村留学生受入農家補助金	<b>1 日 4, 000円</b>
8. 山村留学受入農家住宅改造補助金	改造工事に要する費用の 1/2 補助限度額 50 万円
9. 村文化財補助金	村指定文化財の管理・修理に対する補助
10. 親子山村留学父兄交通費補助金	親子山村留学で村に住所を有する者の父兄 月額15, 000円 (年額 18 万円が限度) ※来村なき月は補助対象外とする。また同一月で2回以上来村の場合も補助金額は変わらない。
11. 児童下校時にしまる荘利用事業	家庭の事情により児童が帰宅しても家族が留守の場合及び学校の長期休暇の時、にしまる荘を学習等に利用できる(登録制、無料)

\* 詳細については役場・担当課までお問い合わせください。尚補助金を受けようとする際には、事前に役場へお問い合わせ下さい。事後の承諾ができない場合もありますのでご注意願います。